

鹿児島市児童相談所基本構想・基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果（令和元年12月23日～令和2年1月27日）

意見等を提出した人数
22人

対 応 区 分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、基本構想・基本計画に盛り込むもの	3
B. 意見の趣旨等は、基本構想・基本計画に盛り込み済みのもの	10
C. 基本構想・基本計画には盛り込まないもの	5
D. 今後の具体的な検討の中で、参考とするもの	41
E. その他要望・意見等	54
計	113

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
1	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	〈5.6 設置する上での課題 (2) その他課題【一時保護】〉 また、学校に在籍している子どもを一時保護するのだから、教育を受ける権利を保障する教育環境を整え、小中学校の教員免許有資格者である学習指導員を、複数配置すべきです。	「6.5児童相談所の組織・職員体制」の「(3)職員配置、職種等の基本的な考え方」でも、「一時保護所における教員等の配置」を検討するとしておりますが、学習指導員として、教員資格を持った職員を配置することを「(4)主な職種とその役割」の中に記載します。	A
2	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	〈5.6 設置する上での課題 (2) その他課題【一時保護】〉 また、発達上なんらかの問題を抱えた処遇困難児童を預かるのだから、児童の処遇に精通した専門的知識と経験を有していることが必要です。児童指導員の資格要件も明記すべきです。	児童指導員については、国で定められた資格要件はありませんが、本市では児童福祉司等を児童指導員として配置することを検討していることから、「6.5児童相談所の組織・職員体制」の「(4)主な職種とその役割」の中に児童指導員を記載します。	A
3	「第2章 基本計画」 8. 施設計画の考え方	障害児童も相談で来所することから、(3)開放エリアだけでなく全館をバリアフリー化する旨を記載するようになった方が良い。	障害を持った児童や保護者が訪れることも考えられることから、「7.2施設整備条件」の「(3)動線計画」の中に、「障害を持った方が来所することも想定し、全館のバリアフリー化を図ること。」とする文言を加えます。	A

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
4	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	現在は、虐待が疑われる事案を学校から児相に通告しても、速やかに細やかな支援を受けることが難しい状況がある。要支援児童や家庭への速やかで細やかな支援体制ができると、学校としても大変ありがたい。	「6.2 基本方針」の「基本方針1」の中で、「子ども・子育て支援に関する市関係窓口や学校・保育園・幼稚園、各種団体等と相互に連携し、情報共有と支援を行うことにより虐待の未然防止・早期発見につなげる」こととしており、基礎自治体である本市が児童相談所を設置するメリットを最大限に生かすこととしております。	B
5	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	現状では「切れ目のない支援」になっていないことを踏まえ、「切れ目のない支援」を行うためにはどの部署（担当）がケースマネジメントを担当し、どのような連携を行っていくのかというシステムをしっかりと策定することが必要と考えます。	本市が児童相談所を設置するメリットとして、これまでに児童相談所と他機関が連携しやすくなるものと考えており、児童相談所の支援部門が全体のコーディネート役として連携の中心を担うことを想定しております。	B
6	「第1章 基本構想」 3. 関連法令等のこれまでの経過 4. 上位計画／関連計画	中核市で児童相談所を設置しているのは3市のみと記載があるので、なぜ鹿児島市に設置が必要なのか、独自の理由をもっと記載したほうがよいと思います。	基本構想・基本計画は検討委員会から提出された提言書の考え方を踏まえて策定しております。	B
7	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	虐待相談が増加傾向というのは、虐待が増えていると考えることもできるし、一方で相談体制がより整ってきたからと考えることもできる。今後も困っている方が相談しやすい環境の整備に努めて頂きたい。	「6.2 基本方針」の「基本方針3」の中で、「相談しやすい施設環境の整備やプライバシーの確保に努める」こととしており、相談しやすい環境の整備に努めてまいります。	B
8	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	一時保護の委託件数（乳児院、病院、児童福祉施設など）の現状を明らかにした上で、人員、施設を決めるべきです。基礎データの正確さが求められます。	記載内容は一時保護所の一時保護数で、委託による一時保護の数は含んでいませんが、一時保護所の定員の設定にあたっては、委託による一時保護児童の状況も踏まえ、余裕を持った定員を設定しています。 （なお、最新の数字では、H30年度の県中央児童相談所の一時保護数は162人、委託による保護は118人となっており、各種数字は最新の数字に更新します。）	B
9	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	鹿児島市児童相談所設置検討委員会からの提言書が提出されているが、その内容を基本構想の中に盛り込むとわかりやすい。	基本構想・基本計画は検討委員会から提出された提言書の考え方を踏まえて策定しております。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
10	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	想定している年間一時保護人員は、委託による一時保護の数を含めたものでしょうか。もし違ふとすれば、実際に保護する子どもたちの数を正確に反映するためにも、委託を含めた想定人数を出した上で、適切な一時保護所定員の検討を行って欲しい。	記載内容は一時保護所の一時保護数で、委託による一時保護の数は含んでいませんが、一時保護所の定員の設定にあたっては、委託による一時保護児童の状況も踏まえ、余裕を持った定員を設定しています。 (なお、最新の数字では、H30年度の県中央児童相談所の一時保護数は162人、委託による保護は118人となっており、各種数字は最新の数字に更新します。)	B
11	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	〈6.6 施設整備に関するコンセプトと方針 (3) 一時保護所に関する方針③一時保護所の定員について〉 今回の素案には、県児童相談所の一時保護所側の事情で入所できず、やむを得ず乳児院や児童養護施設に一時保護委託された児童数が記載されていません。県児童相談所の業務概要「一時保護児童の状況」によると、入所児童数とほぼ同数の委託保護児童がいました。 一時保護委託とは、「本来は一時保護を要するが、(居室不足等、児相の事情で)やむを得ず委託する」のですから、一時保護所を整備する算定根拠の中に、委託された児童数も合算すべきです。	記載内容は一時保護所の一時保護数で、委託による一時保護の数は含んでいませんが、一時保護所の定員の設定にあたっては、委託による一時保護児童の状況も踏まえ、余裕を持った定員を設定しています。 (なお、最新の数字では、H30年度の県中央児童相談所の一時保護数は162人、委託による保護は118人となっており、各種数字は最新の数字に更新します。)	B
12	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	〈7.2 施設整備条件 (1) 必要諸室条件、規模設定〉 一時保護所のエリアで、入所定員を「一日7.8名」と想定していますが、本来一時保護すべき委託児童の人数も合算して、平均の一時保護入所数を算定すべきです。	記載内容は一時保護所の一時保護数で、委託による一時保護の数は含んでいませんが、一時保護所の定員の設定にあたっては、委託による一時保護児童の状況も踏まえ、余裕を持った定員を設定しています。 (なお、最新の数字では、H30年度の県中央児童相談所の一時保護数は162人、委託による保護は118人となっており、各種数字は最新の数字に更新します。)	B
13	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	司法面接やPCIT等が実施可能な部屋の構成が望ましいと考えます。	司法面接やP C I T等が可能な部屋の確保に努めることとしております。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
14	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	<p>〈5.4 県との役割分担〉 令和元年9月27日付の南日本新聞記事によると、県児相の児童福祉司33名のうち、勤務年数5年未満が22名とあります。表5-2「職員配置期間」の項目で「比較的長期間の配置が多い」という記載は、現状を正しく説明していません。 比較対象とする鹿児島県の児童相談所職員の配置期間の現状が重大な問題をはらんでいることは、すでに多くの専門家から指摘されているところであり、この点を明記すべきです。</p>	<p>当該箇所は、市町村の職員に比べると、県児童相談所職員は長期間の配置が多いという表現であり、現行の県職員が、配置期間が長い職員であるという表現ではないことから、現行の記載とさせていただきます。</p>	C
15	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	<p>図5-3の中で、経路別件数の2番目に多くを占める「その他」について、その内訳を記載して欲しい。</p>	<p>ここでは、主な相談経路の推移をあらわすため、その他については、特に内訳は記載しません。 (なお、H30年度の数字で、その他のうち、内訳で多いものとしては「福祉事務所(8,331件)」「他の児童相談所(7,455件)」、「医療機関(3,542件)」等があります。)</p>	C
16	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	<p>設置場所に必要な条件に、「人口(児童)が増加している地域であること」を加えてほしい。</p>	<p>児童相談所は本市全体を所管することから、周辺住民だけでなく、市民全体が利用しやすい場所であることが条件であると考えております。</p>	C
17	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	<p>虐待対応等を考えると、相談センターとは別の場所に一時保護所を設置することが必要です。(センターと同じ場所に1ヶ所、別の場所に1ヶ所という設置の仕方考えられます)</p>	<p>児童相談所本体と一時保護所が密接な関係にあり、児童相談所職員は一時保護児童と密接な関係性を構築していく必要があることから、現状では児童相談所と併設または隣接した場所に一時保護所を設置することを想定しています。 (なお、一時保護所の安全確保には十分に留意してまいります)</p>	C
18	「第2章 基本計画」 8. 施設計画の考え方について	<p>交通が便利で関係機関との連携が図りやすい場所であることは重要ですが、一時保護所併設を想定すると、広い敷地が必要となり両方を兼ねる土地の確保が困難ではと考えます。そのためにも、保護所をわけたり機能を(分けられる部分は)分けて計画していくことも必要と考えます。</p>	<p>児童相談所本体と一時保護所が密接な関係にあり、児童相談所職員は一時保護児童と密接な関係性を構築していく必要があることから、現状では児童相談所と併設または隣接した場所に一時保護所を設置することを想定しています。 (なお、一時保護所の安全確保には十分に留意してまいります)</p>	C

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
19	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	専門人材が全く足りていない現状を踏まえ、どのように人材確保、育成を行うのかについて具体的なプランを示すことが必要と考えます。	本市にとって専門的人材の確保・育成は重要な課題と考えており、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、職員確保の計画についても合わせて検討してまいります。	D
20	「第1章 基本構想」 3. 関連法令等のこれまでの経過 4. 上位計画／関連計画	児相の職員の育成と児相が直営でかかわれるシステムにして欲しいです。職員の配置は長期的なかかわりや、経験、スキル、個人情報観点で市職員とすること。	本市にとって専門的人材の確保は重要な課題と考えておりますが、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、採用も含めた職員確保の計画についても合わせて検討してまいります。	D
21	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	〈5.6 設置する上での課題 (1) 共通課題【人材確保】〉 児童相談に関する第一線の専門相談機関である以上、人材の確保が最も重要な課題です。「相当数の専門職員が必要であり」とありますが、5年後の開設を目指すのであれば、早い段階から組織の中核となる児童福祉司と児童心理司を、全国から募集して優秀な人材を採用し、早急に体制づくりをスタートさせて開設に備えるべきです。	本市にとって専門的人材の確保・育成は重要な課題と考えており、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、職員確保の計画についても合わせて検討してまいります。	D
22	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	〈5.6 設置する上での課題 (2) その他課題【一時保護】〉 一時保護委託について、「乳児を全て乳児院への委託で対応」と記載されていますが、乳児以外の児童も児童養護施設に一時保護委託しています。 一時保護所側の都合で、やむを得ず他施設に委託する事態を想定して、受け入れ施設の複数確保と、委託先の施設が対応する人員を雇える予算の確保が必要です。	一時保護所の状況によっては、児童養護施設等への一時保護委託が行われることがあり、本市が児童相談所を設置した場合にも同様の状況が想定されます。こうした委託については、県や関係各施設と今後協議を行いながら、必要な検討を進めてまいります。	D
23	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	一時保護所に関して：一時保護所内の状況で保護有無の判断につながっている現状。例えば、暴力性のある子どもがいるので今は保護できない、人員がいっぱいなので保護できない。そのため、緊急性など必要な場合は保護できる環境（個室を増やすなど）必須と考える。	一時保護所については、余裕のある定員設定や個室化を検討しておりますが、施設への委託による一時保護も含め、一時保護の適切なあり方については、引き続き検討してまいります。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
24	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	職員体制も、子ども達の受け入れが余裕を持って対応できる人員が必要と思われます。	本市にとって専門的人材の確保・育成は重要な課題と考えており、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、職員確保の計画についても合わせて検討してまいります。	D
25	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	最も大きな課題は、専門人材の確保と育成です。現状は要対協としての機能も指針通りには果たせておらず、メディア等に指摘を受けた場合、大きな批判を受ける可能性もあります。市として明確な意識を持ち、財源を投入し人材確保（専門職）を行うことが急務です。	本市にとって専門的人材の確保・育成は重要な課題と考えており、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、職員確保の計画についても合わせて検討してまいります。	D
26	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	県と市の役割分担について、相談者が県と市の間で相談内容を送り回されることがないようにしっかりと役割分担を整理して欲しい。	県と市の役割分担は、本市にとって重要な課題と考えておりますが、今後県と協議を行ったうえで、明確化していくこととしております。	D
27	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	17頁の県中央児童相談所の役割分担で相談員（警察OB、社会福祉士有資格者）とありますが、男性・女性バランスを良くしてもらいたい。	本市にとって専門的人材の確保・育成は重要な課題と考えており、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、職員確保の計画についても合わせて検討してまいります。	D
28	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	虐待を受けている子ども、虐待する保護者の状況を正しく見極め、適切に判断できる人材の確保、又は育てていくシステムを構築すること。	本市にとって専門的人材の確保は重要な課題と考えておりますが、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、採用も含めた職員確保の計画についてもあわせて検討してまいります。	D
29	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	迅速に一時保護できるよう、一時保護所の機能を充実させる。 （例）厨房施設の充実（専従調理員・栄養士の配置）、「教育を受ける権利」を保障するための学習指導員の配置など。	厨房施設の充実や調理の実施のあり方につきましては、今後具体的に検討する運営方針等の中で検討してまいります。 また、学習指導員の配置についても、教員OBなどの教員免許の有資格者を学習指導員として複数配置することを検討します。	D
30	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	専門的知識を持つスタッフ（職員・相談員等）の十分な配置が望ましい。	主な職員として「6.5. 児童相談所の組織・職員体制」に記載があるような、専門性を持った職員の配置を検討してまいります。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
31	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	候補地は、利便性よりも一時保護児童が安心して過ごせる郊外のほうが望ましいのではないかと。	候補地については、「6.7候補地の考え方」にまとめている「候補地に必要な条件」をできる限り満たすことができる場所となるよう、今後検討をしまいにしたいと考えております。	D
32	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	〈6.5 組織・職員体制 (5) 主な職員数の算定〉 福祉専門職を「80～90名を想定」とありますが、現在鹿児島市に何名専門職が在職しているのかを示し、人材の確保と育成について、具体的な採用プランを示す必要があります。特に、鹿児島市の虐待相談件数をみると、平成29年度580件から平成30年度883件に急増しているように、今後も相談件数の増加が見込まれます。 職員定数については、常に相談件数に応じて決める必要があり、相談件数に伴うその他の部門（総務・一時保護）の職員配置も増加させていくべきです。	本市にとって専門的人材の確保・育成は重要な課題と考えており、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、職員確保の計画についても合わせて検討をしまいにします。	D
33	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	医師については、「児童精神科医」相当を掲げて頂きたい。	医師の配置の在り方については、関係機関と連携しながら今後検討をしまいにします。 (医師については、小児科医もしくは精神科医が持つ専門性が必要になるものと考えております。)	D
34	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	保健師については、配置部門のところで「兼務」として複数の部のところに示してあります。そして、「職員数の算定」においては、「1人」とあり、法律の解釈上はその数なのは理解できますが、実際の稼働を考えると、保健センターとの連携や「支援部門」での役割の是非、さらにはOJT（現場で学びスキルを向上する）のためにも複数配置を考慮頂きたい。	保健師の配置も含め、一定数を児童福祉司として配置することを検討しており、所全体として保健師の複数配置やOJTについても検討をしまいにします。	D
35	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	「6.3 運営方針」につき、2体制であることや市レベルの機関間や所内（部局間）の分担等、体制・連携のあり方が複雑であり、より全体（包括）的かつ具体的な方針・イメージ検討が必要と考えます。	具体的にどのような連携が必要かについては、さらに関係課も含め検討を進めてしまいにします。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
36	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	「6.6 施設整備に関するコンセプトと方針」につき、「提言書」提言に基づき十分な設定になっている（特に、本体機能）と感じられます。ただ、付加機能については、他市情報の整理や付加可能性の言及に止められており、現時点での明確化（具体的検討）がもう少しあってほしいと思います。	付加機能については、候補地によっても、よりどのような付加機能が必要かが変わることから、現時点では優先的に検討するものとして「教育機能」「母子保健機能」を挙げております。具体的な付加機能の検討は候補地の検討と合わせて検討を進めてまいります。	D
37	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	できるだけワンストップ型とし、福祉・教育・保健等の各部署がスムーズに連携を図れること、また利用者としてもわかりやすい相談システムを作っていくことが望ましいと考えます。そのためには専門性の高い人材（専門職）の採用が必須と考えます。	本市にとって専門的人材の確保・育成は重要な課題と考えており、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、職員確保の計画についても合わせて検討してまいります。	D
38	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	36ページの子育て支援機能の付加について検討したのであれば、りぼんかんを増築してハコをひとつにすれば、40・41ページに記載の管理エリアを共用して使えば建設や運営の費用が安くなるかと思えます。	候補地については、「6.7候補地の考え方」にまとめている「候補地に必要な条件」をできる限り満たすことができる場所となるよう、今後検討をしてみたいと考えております。	D
39	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	児童福祉司になる職員の元の職種が、事務職ではなく、専門職が多くなるような人材登用をしてほしい。	本市にとって専門的人材の確保は重要な課題と考えておりますが、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、採用も含めた職員確保の計画についてもあわせて検討してまいります。	D
40	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	わざわざ市で児相を設置するならば、国の基準より大幅に職員を配置するなどの特徴がなければ、県の児相と違いがなく意味がないと思う。	本市にとって専門的人材の確保は重要な課題と考えておりますが、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、採用も含めた職員確保の計画についてもあわせて検討してまいります。	D
41	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	専門職は過重労働→退職とにならないよう適正な人数を配置して下さい。	本市にとって専門的人材の確保は重要な課題と考えておりますが、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、採用も含めた職員確保の計画についてもあわせて検討してまいります。	D
42	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	中央児童相談所は桜ヶ丘に設置されていることから、鹿児島市においては中心部よりも郊外に設置したほうが望ましいと考えます。例えば、喜入、谷山、松元、郡山、吉野地区がよいと思えます。入所者のプライバシーの保護や環境が豊かな場所を希望します。	候補地については、「6.7候補地の考え方」にまとめている「候補地に必要な条件」をできる限り満たすことができる場所となるよう、今後検討をしてみたいと考えております。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
43	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	学校現場にいる者としては実際の虐待数はもっと多いように思われる。学校と児相とが太いパイプでつながり、すぐに連絡・対応できるよう「学校担当制」にしてほしい。そして児相職員には定期的に学校訪問をし実態把握に努め、適切なアドバイスをしていただきたい。	地区担当を含めた具体的な運営方針については、今後検討してまいります。	D
44	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	管轄エリア内各所から速やかに到着可能な場所、警察署、保健センター、子育て世代包括支援センター、県中央児童相談所との連携を考えると、旧市立病院跡や市立病院横にある緑地公園の一部が諸条件に合致するので、候補地としてはどうか。	候補地については、「6.7候補地の考え方」にまとめている「候補地に必要な条件」をできる限り満たすことができる場所となるよう、今後検討をしてまいりたいと考えております。	D
45	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	児童福祉司や児童心理司の数に対して、面接相談室及び心理検査室の部屋数が少なすぎると思います。虐待相談等では保護者と子どもを分けて話を聞く必要があり、1つのケースで複数の部屋を使用することもあるのではないのでしょうか。将来的な人員増にも備え、面接室が相当多く想定しておいたほうが良いと考えます。	県や他都市の児童相談所を参考に部屋数等を設定しておりますが、今後の候補地の検討や具体的な設計の中でさらに検討をしてまいります。	D
46	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	〈7.2 施設整備条件 (1) 必要諸室条件、規模設定〉 専門エリアの面接相談室が7、心理検査室が5とありますが、「児童福祉司20+α、児童心理司10名」という職員配置を想定している割には少なすぎます。外勤が多い児童福祉司の場合は少なくとも人員の半分の10以上、児童心理司が児童福祉司を2名受け持つので10名以上は必要です。	相談室については、他都市等の状況を踏まえながら、業務が効果的に進められる数の確保に努めることとしておりますが、今後職員の数も踏まえて、さらに必要かどうかを検討してまいります。 (なお、児童心理司の数については、国の配置基準で児童福祉司2人つき1人を配置するとされており、児童福祉司の数に合わせて配置人数は検討してまいります)	D
47	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	〈7.2 施設整備条件 (1) 必要諸室条件、規模設定〉 一時保護所のその他のエリアで、「厨房関連」の備考欄が何も記載されていません。食事は一時保護児童にとって最大の楽しみであり、「ここは安心と安全が保障されている場所だ」と実感できる生命線であり、食事を通して基本的な生活習慣と人間関係を構築していくものです。厨房施設の充実と、一時保護所に専従する調理員の配置が必要です。外部委託という安易な手段を選ぶべきではありません。	厨房施設の充実や調理の実施のあり方につきましては、今後具体的に検討する運営方針等の中で検討してまいります。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
48	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	交通アクセスの便利さを考えれば、市街地ということになるが、子どもが過ごす環境として落ち着いた雰囲気や周辺の騒音が気にならない場所であることや慢性的な渋滞が発生せず十分な駐車場の確保ができるということを考えると、市の周辺を設置場所として考えたほうがよいと考える。	候補地については、「6.7候補地の考え方」にまとめている「候補地に必要な条件」をできる限り満たすことができる場所となるよう、今後検討をしてみたいと考えております。	D
49	「第2章 基本計画」 8. 施設計画の考え方について	施設計画の考え方は、丁寧に検討されていると感じました。施設の有効利用を考えると県の施設との緊密な連携が必要だと考えます。利用者にとっては、県の施設（児相、療育センター）等に近い方がよいのではないかと思います。	候補地については、「6.7候補地の考え方」にまとめている「候補地に必要な条件」をできる限り満たすことができる場所となるよう、今後検討をしてみたいと考えております。	D
50	「第2章 基本計画」 8. 施設計画の考え方について	一時保護所の職員の子どもへの見守り（監視）が厳しすぎて、息苦しさから大人への不満や嫌悪をいただく子どもが多いと聞く。子どもへの見守りが露骨に感じないような部屋割りにしてほしい。	一時保護所の具体的な居室の配置等については、今後設計等の中で具体的に検討してまいります。	D
51	「第2章 基本計画」 8. 施設計画の考え方について	子どもたちが「土」や「緑」に親しめるようにして下さい。自然の中でいやされるために。また「食育」の観点から給食は外注ではなく子どもたちの見える場所で調理できるように人と施設を配置して下さい。	前段につきましては、ご意見として承ります。後段の厨房施設の充実や調理の実施のあり方につきましては、今後具体的に検討する運営方針等の中で検討してまいります。	D
52	「第2章 基本計画」 8. 施設計画の考え方について	一時保護の件数は増大に充分対応できるよう想定して対策して下さい。	一時保護所については、余裕のある定員設定や個室化を検討しておりますが、施設への委託による一時保護も含め、一時保護の適切なあり方については、引き続き検討してまいります。	D
53	「第2章 基本計画」 9. 概算工事費と財源	土地については、市有地で使用可能な場所を活用することで事業費の軽減につながると思う。	候補地については、「6.7候補地の考え方」にまとめている「候補地に必要な条件」をできる限り満たすことができる場所となるよう、今後検討をしてみたいと考えております。	D
54	「その他」	鹿児島市児童相談所の名称は親子が親しみやすいように「かごしま市子ども相談センター」や愛称を公募するなどしたらいいと思います。	愛称の公募等も含めた施設の名称については、施設の供用開始時期がより具体的になった時点で検討します。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
55	「その他」	児童相談所の中に里親に対する支援を行う専門の組織(担当)を設けてほしい。	里親の支援は重要な課題と考えておりますが、所管の組織等については、今後県とも協議しながら検討してまいります。 (例えば里親に関する業務は県児童相談所で担っていただいた方がより効果的な支援ができるという考え方もあり、県との役割分担も含め、引き続き検討をしてみたいと考えております。)	D
56	「その他」	里親に必要な研修や支援をしっかりとできるよう、積極的な取り組みを行ってほしい。	里親の支援は重要な課題と考えておりますが、所管の組織等については、今後県とも協議しながら検討してまいります。 (例えば里親に関する業務は県児童相談所で担っていただいた方がより効果的な支援ができるという考え方もあり、県との役割分担も含め、引き続き検討をしてみたいと考えております。)	D
57	「その他」	北九州市の若者を支援するセンターのような機能が児童相談所の付加機能としてあるとより効果的である。	付加機能については、「教育機能」、「母子・保健機能」を優先して検討することとしており、今後候補地の検討の中でどこまで付加機能を持たせられるかと合わせて検討してまいります。	D
58	「その他」	建設場所は、人口(児童)が増えている松元・吉野地域か、南北に長い鹿児島市の状況を考えると、真ん中あたりの谷山地域がよいと思います。	候補地については、「6.7候補地の考え方」にまとめている「候補地に必要な条件」をできる限り満たすことができる場所となるよう、今後検討をしてみたいと考えております。	D
59	「その他」	5~10年の経験者を専従者として、若い方々がバーンアウトしてやめることのない様、人数の確保とフォローアップ出来るシステムの構築を要望する。	本市にとって専門的人材の確保は重要な課題と考えておりますが、今後具体的な設置スケジュールを検討する中で、採用も含めた職員確保の計画についてもあわせて検討してまいります。	D
60	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	鹿児島市児童相談所設置基本構想の中へ、児童対象年齢(何才~何才)を市民や相談者へわかりやすく記載した方がよいと思う(概要版と素案)。	ご意見として承ります。 (「1 はじめに」部分に注釈を記載し、児童相談所が対象とする年齢等も記載することとします。)	E
61	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	人口60万弱の中核市である鹿児島市が独自に児童相談所を設置する決断をしたことは、大いに評価できます。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
62	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	虐待等の対応については、スピード感が必要であり、県の施設だけでは対応が追いついていない現状があるように感じています。市独自で手厚く子育ての支援体制を整えようとするのは素晴らしいと思います。	ご意見として承ります。	E
63	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	新聞やテレビで、虐待のニュースが流れない日がないと聞いていいほど、急増している。市の現状を踏まえても、虐待へのきめ細やかな対応ができる児童相談所の設置が強く望まれる。できるだけ早く設置してほしい。	ご意見として承ります。	E
64	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	概要版を読ませていただきました。子育て問題、子どもや家庭に対する十分な支援を行うことは県はもちろん、市町村に課せられた課題だと思います。多くの意見をもとに方向性を示していただきたいです。	ご意見として承ります。	E
65	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	市で児相を設置するよりも、市の各福祉組織で児童虐待にかかわる人数を大幅に増やし、県児相の穴を埋める方が効果的ではないかと思う。	ご意見として承ります。	E
66	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	児童相談所の設置に賛成です。設置まで時間がかかると思いますが、設置場所の選定、契約、工事までなるべく早くできたらいいですね。	ご意見として承ります。	E
67	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	子どもの命を守ることは大人の責務であろうと常々考えております。そのような中において、鹿児島市内に児童相談所が設置できるとは喜ばしいことだと思います。一人でも多くの子どもの命を救っていただきたく願っております。	ご意見として承ります。	E
68	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	最近のニュースなどで平成7年頃から子どもへの暴力防止のCAP活動をしていたので心配していました。賛成です。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
69	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	設置は賛成です。	ご意見として承ります。	E
70	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	策定の目的について賛同します。	ご意見として承ります。	E
71	「1 はじめに」 「2 策定の目的」	虐待相談件数・虐待件数とも増加している中、本市独自の児相を設置し、虐待予防と虐待対応を同一ライン化することで切れ目のない支援を行い、市が責任をもって「子どもの命を守る」という覚悟でとりこんでいただきたい。	ご意見として承ります。	E
72	「第1章 基本構想」 3. 関連法令等のこれまでの経過 4. 上位計画／関連計画	児童虐待防止法に関する法改正が近年頻繁に行われており、鹿児島市児童相談所が開所するまでに改正される法律等に対応するため、基本構想・基本計画の改正案を作成し、市民に知らしめることも必要である。	ご意見として承ります。	E
73	「第1章 基本構想」 3. 関連法令等のこれまでの経過 4. 上位計画／関連計画	P7表「主旨」二つ目防ぐためを「防ぐこと」または「防ぐために」に修正が必要かもしれません。	ご意見として承ります。 (表現はご意見のとおり修正いたします。)	E
74	「第1章 基本構想」 3. 関連法令等のこれまでの経過 4. 上位計画／関連計画	人権擁護委員として平成19年からかかわっていますが、性的虐待も相談の中にあり、県の児童相談所を紹介してきました。	ご意見として承ります。	E
75	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	県と市の役割分担について、どこまでが市が行う業務で県が行う業務なのかを今回はっきりと記載すべきと思う。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
76	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	近年の本市の虐待認定件数・相談件数が増加傾向にあるため、新たな児相の設置は時宜を得たものであると思う。	ご意見として承ります。	E
77	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	〈5.2と3 相談件数の現状〉 平成30年度の県児童相談所の虐待相談件数1,598件のうち、883件（55%）が鹿児島市という現状を考えると、子育てに関する問題が生じた時に迅速的確に対応する相談専門機関として、鹿児島市が児童相談所を設置するという判断は、むしろ遅すぎるくらいです。	ご意見として承ります。	E
78	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	図5-4と図5-5について、縦軸に（件）、横軸に（年度）の記載を加えた方が適切。	ご意見として承ります。 （ご意見のとおり修正します。）	E
79	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	P18表「一時保護」の現状に「緊急時は就学児も委託」を追記したほうが正確だと思いますが、P19に詳細説明がありますので、修正しなくても構いません。	ご意見として承ります。	E
80	「第1章 基本構想」 5. 現状と課題	全国の虐待相談対応件数が平成11年度に比べて30年度は約13.7倍に増加。県や市も同様に増加傾向であり、児童相談所が果たすべき役割がかなり大きくなってきていることが分かる。だからこそ、本市に早急に児童相談所を設置することが必要である。	ご意見として承ります。	E
81	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	P29総務部門の事務に、「児童虐待防止の啓発」が役割として記載されているが、「虐待の一次予防」として、啓発活動は重要であり、児童福祉司の「啓発」の表記を詳しく記載して欲しい。	ご意見として承ります。 （啓発としては、児童虐待防止推進月間・街頭キャンペーンの実施などが想定されます）	E
82	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	P36 「D 母子保健機能」の本市の課題「検診等」の記載は「健診」では。	ご意見として承ります。 （誤記について修正いたします。）	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
83	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	「6.5 児童相談所の組織・職員体制」につき、「提言書」提言よりも基準等がより明確化されたと評価できます。ぜひとも、人材確保等の難題がクリアできることを強く望むところです。	ご意見として承ります。	E
84	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	「6.7 候補地の考え方」につき、この点も必要条件の列挙のみに止められ、具体的な検討内容がよく見えません。上記の付加機能検討が保留されているのもそのためなのでしょう。ただ、市民目線からすると、この点にこそ高い関心が向けられているということをお聞き添えておきます。	ご意見として承ります。	E
85	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	P21(2)に「管理」とありますが、P23(1)では総務部門とあり、「管理」に代えて「総務」とされたらどうでしょう。それとも「総務管理」でも良いかもしれません。	ご意見として承ります。 (表現はご意見のとおり修正いたします。)	E
86	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	P33②待合スペースは「視線制御」とあり、意味合いはわかりますがもう少し柔らかい表現ができたらと思いました。あくまでも意見です。	ご意見として承ります。	E
87	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	既存の子育て支援センターとの連携を図るなど今ある施策や施設を活かした支援体制は有効だと思う。実際利用しなければならない児童や関係者が求めている施設になるように、既存の施設の利用者等から聞き取ることも必要ではないか。	ご意見として承ります。	E
88	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	鹿児島市が持つノウハウや社会資源その他を十分に生かして、不安を抱える子どもとその家庭を総合的に支援する拠点として目指していただきたいです。	ご意見として承ります。	E
89	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	37ページのマップ上に保健センターが旧鹿児島市ばかりが記載されているが、旧5町の保健センターも記載してほしい。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
90	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	37ページのマップ上について、鹿児島IC以南は、指宿有料道路（指宿スカイライン）になるので記載が必要かと思えます。	ご意見として承ります。	E
91	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	(P21) 虐待防止のためには既存の地域子育て支援センターを廃止すべきではありません。家庭訪問も行うなど、先進的な取り組み（はらっぱ）が虐待予防につながっています。	ご意見として承ります。	E
92	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	(P37) 候補地について どこが候補地になっても近隣住民の反対がおきないよう、見相の大切さについて市民への啓もうを早目に行うことが重要では。	ご意見として承ります。	E
93	「第1章 基本構想」 6. 基本方針等	25頁の部門間の連携イメージより、通告は該当しない事案でも処罰されないので不審に思った人からの通告があります。	ご意見として承ります。 (通告は家庭や関係機関だけでなく、対象世帯と関係のない一般の方が通報することも想定しています。)	E
94	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	7.1「(1) 計画敷地周辺に関する条件」の4つの条件を全て満たす理想の土地が中心地域に空いていればよいが、施設設置までに時間をかけないことを最優先課題として欲しい。中心地域に拘ることで設置が遅くなることはないようにしてほしい。	ご意見として承ります。	E
95	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	どこに住んでいても公共機関の乗り換えがない場所を選定してほしい。(親子で行きやすい場所)	ご意見として承ります。	E
96	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	子育て支援センターの教訓を生かすことも大切な視点だと思えます。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
97	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	利用者のコミュニケーションがとれるように配慮して下さい。	ご意見として承ります。	E
98	「第2章 基本計画」 7. 施設と整備条件について	一時保護されている児童・生徒の「教育を受ける権利を保障するために、教育やトレーニングルーム（筋トレなど）、技術の作業室なども設置してはどうか。	ご意見として承ります。	E
99	「第2章 基本計画」 8. 施設計画の考え方について	待機児童の多い地区からの相談が多いと思いますので設置場所を考慮していただきたい。	ご意見として承ります。	E
100	「第2章 基本計画」 9. 概算工事費と財源	ハード面も大切ではありますが、それ以上に重要なのがソフト面（人材）です。現在の子ども福祉課虐待対応スタッフの人数は、他の中核市と比べ非常に少なく早急に専門職採用及び育成を計画的に行うことが急務と考えます。そこにまず財源を投入することが必要です。	ご意見として承ります。	E
101	「第2章 基本計画」 9. 概算工事費と財源	18～20億円の概算工事費に対して、補助金が1億4400万円しか見込めず、現在、鹿児島県で対応できているなかで、二重行政の箱モノを建設する意味がわからない。	ご意見として承ります。	E
102	「その他」	鹿児島市にも外国人が住んでいることから、概要版に英語や近隣国の言葉で表示することも必要である。	ご意見として承ります。	E
103	「その他」	この基本構想・基本計画は良く検討されていると思います。人材確保など大変だと思いますが、子どもの最善の利益を実現するためにより良いものができるように願っています。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
104	「その他」	「概要版」の6-4整備スケジュールは、三段階に分けるとあり、「素案」P39の如く開設に「STEP4」は書かずとも良い。	ご意見として承ります。 (概要版の誤記については修正します)	E
105	「その他」	「ゾーニング」の表現は、日本語でわかりやすくできないものか。	ご意見として承ります。 (語句の意味が分かるよう、注釈を入れることとします。)	E
106	「その他」	24時間365日生命に向き合う「重要な施設」であり、機能についても求められる内容は多岐にわたります。対象者(児童・家族)に接する支援については、判断はもとより、その経過をまとめる「記録」等も精度の高さが求められ、当然他部署との連携についても重要な視点が必要です。職員が一丸となって展開する「鹿児島市児童相談所」を目指して頂きたいです。	ご意見として承ります。	E
107	「その他」	鹿児島県と鹿児島市の児童相談所のすみわけが明確になり説明をして頂けることを希望します。子ども達が安心して児童相談所を利用できるような生活、環境であることを期待します。	ご意見として承ります。	E
108	「その他」	市が設置する児童相談所だからこそ、メリットが見える計画案になっており、頼もしいです。難しい調整事項が多いとは思いますが、人材育成も含めスムーズに施設整備がなされ、運用が早くスタートされることを期待します。	ご意見として承ります。	E
109	「その他」	中核市での児相設置は厳しい状況もありますが、明石市のように市長が積極的に取り組んでいる自治体もあります。鹿児島市の場合は、児相設置以前にまず子ども福祉課及び谷山支所子育て支援係の対応力向上(専門人材の確保)が必要であり、市として早急に対応をお願いしたいです。	ご意見として承ります。	E
110	「その他」	これまで学校に勤めていたので、児童相談所や警察、子ども福祉課の方々との連携は重要だという認識をもっている。だからこそ児童相談所の設置については賛成である。ただ設置場所については、十分に検討していただきたい。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
111	「その他」	県が設置している児童相談所の機能に加え、さらに子ども家庭に寄り添えるようなものにしていただきたいです。	ご意見として承ります。	E
112	「その他」	児童虐待を理由とする母子生活支援施設での母子の保護を積極的に行ったり、ペアレントトレーニングを普及させたり、児童虐待が起こりにくい環境づくりや、文化の変革に取り組み、発生数自体を限りなくゼロに近づけるようがんばってほしい。	ご意見として承ります。	E
113	「その他」	児相に勤務する職員には高度な専門性が求められるがそれは一つ一つの事例に一人一人が緊張感をもってのぞみ、最悪の場合を想定しながら「チーム」で対応していくことで高まっていくものだと思う。学校現場にいる職員ともう少しつながっていけるような体制がとれたらいいと思う。大いに期待しています。	ご意見として承ります。	E